6-1 課 税 状 況

(1) 本年分の課税状況(合計分)

Ė		分		人員	金額
	/C =1 -+ /T +=			٨	千円
取	得財産価額(本	年分)	実	11,763	62,780,436
配	偶 者 控	除額		583	5,620,543
基	礎 、 特 別 担	空除額		11,736	45,729,823
基	礎、特別控除後の	課 税 価 格		7,274	11,976,576
贈	与 税	額	実	7,274	2,054,536
外	国 税 額	控 除		-	-
外	国税額控除	後 の 額	実	7,274	2,054,536
納	税 猶	予 額	実	18	86,399
納	付 税	額	実	7,256	1,968,137
災	害減免法による!	免除税額	実	-	-
住	宅 取 得 資 金 の	贈与額		773	7,638,820

調査対象等: 平成18年中に財産の贈与を受けた者について、平成19年6月30日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

(暦年課税分)

	<u>区</u> 分		人員	金	額
			人		千円
取	得財産価額(本年分)	7,681		23,178,720
配	偶 者 控 除	額	583		5,620,543
基	礎 控 除	額	7,681		8,449,100
基	礎 控 除 後 の 課 税 価	格	7,131		9,683,281
贈	与 税	額	7,131		1,596,061
外	国 税 額 控	除	-		-
外	国 税 額 控 除 後 の	額	7,131		1,596,061
住	宅 取 得 資 金 の 贈 与	額	-		-

(相続時精算課税分)

		X				5	ì			人	員	金	額
											人		千円
取	得則	才 産	価	額	(本	年	分)		4,150		39,601,717
特		別		控		ß	余		額		4,124		37,280,723
特	別招	空除	額	後	の	課	税	価	格		143		2,293,295
贈		브	ī		;	税			額		143		458,475
外	Ξ	E	税		額		控		除		-		-
外	围	税	額	控	除	往	复	の	額		143		458,475
住	宅〕	取得	建	3	È (の .	贈	与	額		773		7,638,820

(2) 課税状況の累年比較 (合計分)

$\overline{}$	HH173	<u> </u>														
	年		分		人	員	取	得	財	産	価	額	納	付	税	額
						人					-	千円				千円
平	成	14	年	分		10,191				34,	699,	086			1,800	3,075
平	成	15	年	分		12,126				66,	387,	647			1,834	4,100
平	成	16	年	分		12,350				69,	180,	881			2,000	0,451
平	成	17	年	分		12,534				72,	300,	784			2,23	3,362
平	成	18	年	分		11,763				62,	780,	436			1,968	3,137

(注) この表は、「(1)本年分の課税状況」を累年比較したものである。

(暦年課税分及び相続時精算課税分)

_ ()	十林か	t JJ JX C	アイロが元日	寸作月夕	早誅稅分)			
	年		分		暦 年 詩	課 税 分	相 続 時 精	算課税分
	+		71		人員	取得財産価額	人員	取得財産価額
					人	千円	人	千円
平	成	15	年	分	8,827	29,831,372	3,331	36,556,275
平	成	16	年	分	8,288	26,937,307	4,155	42,243,573
平	成	17	年	分	8,421	28,345,079	4,211	43,955,705
平	成	18	年	分	7,681	23,178,720	4,150	39,601,717

(3) 申告及び処理の状況

(3) 甲音及ひ処均 	E024X70C		ПП	/B 114	**	/T 6	, =	,	+		14 P.E
X	分			得財	産		預		内 付		锐 額
		/	Λ	員	ŝ	È	額 千円		人員	ž	金 額 千円
	申 告 額			人 11,753		62,67	75,240		人 7,237		十円 1,893,822
	修正申告による増差額			89	•	15	53,861		74	•	79,090
本年分	更正による増差額			-			-		-		-
本 4 万	更正等による減差額			16		4	18,665		9		4,775
	決 定 額			-			-		-		-
	計	実		11,763		62,78	30,436	実	7,256		1,968,137
	申 告 額			481		1,59	93,952		447		143,030
	修正申告による増差額			87		20	00,154		87		21,717
過年分	更正による増差額			1			683		1		96
過 午 力	更正等による減差額			37		9	98,116		39		25,104
	決 定 額			1		33	35,660		1		163,590
	計	実		553		2,03	32,333	実	515		303,330
	申 告 額			12,234		64,26	69,192		7,684		2,036,852
	修正申告による増差額			176		35	54,015		161		100,807
合 計	更正による増差額			1			683		1		96
	更正等による減差額			53		14	16,781		48		29,878
	決 定 額			1		33	35,660		1		163,590
	計	実		12,316		64,81	12,769	実	7,771		2,271,467

調査対象等: 「本年分」は、平成18年中に財産の贈与を受けた者について、平成19年6月30日までの間の 申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成し た。

「過年分」は、平成17年以前分に贈与を受けた者について、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「実」は、実人員を示す。

(4) 税務署別課税人員

(4)				祝人員
税	務	署	名	人員
				人
熊	本	Z	西	875
熊熊		Z	東	1,121
八			西東代	1,121 329 176 216 226 184 304 237
人			吉名草	176
玉			名	216
天			草	226
Ш			鹿	184
菊			鹿池-	304
宇			土	237
玉天山菊宇阿			蘇	132
熊	本	県	計	3,800
大			分 府	1,096
別			府	325
中			津	117
白				183
佐			伯	133
臼			田伯杵	325 117 183 133 84 41
竹				41
宇			田 佐 重	155 44
Ė			重	44
大別中日佐臼竹宇三大	分	県	計	2,178
				_,

税	矜	ζ :	署	名	人員
					人
宮				崎	906
都				城	480
延				岡	418
日				南林	86
小				林	86 167 162
高宮				鍋	162
宮	峙	j .	県	計	2,219
鹿		児		島内	1,546
Ш				内	228
鹿				屋	298
大				鳥	196
出				水	200
指種				宿	158
種		子		宿島覧	158 63
知				覧	136
伊		集治		院	123
加		治		木	429
大				隅	136 123 429 189
鹿	児	島	県	計	3,566
	総		計		11,763

(注)この表は、「(1)本年分の課税状況」の「取得財産価額(本年分)」の人員を税務署別に示したものである。

(5) 加算税の状況

(3)	川昇	7九 ∪ノ1	ΛD L						
X		分	過少申台	5加算税	無申告	加算税	重加	算 稅	į
		Л	人員	金額	人員	金額	人員	金	額
			人	千円	人	千円	人		千円
本	年	分	37	791	181	4,960	-		-
過	年	分	44	1,228	350	40,536	-		-
合		計	81	2,018	531	45,495	-		-

_(1) 取得 <u>貝</u>	才産価額階級別	6 - 2 状況(合計分)	贈与財産価額階級	及別状況
取得財	産価額階級	人 員	取得財産価額	納付税額
		人	千円	千円
150	万円以下	3,078	3,731,598	34,836
150	万 円 超	1,321	2,344,855	74,236
200	<i>II</i>	2,978	8,584,657	379,174
400	"	1,757	9,347,415	398,407
700	<i>II</i>	1,017	8,905,942	200,848
1,000	11	1,152	16,436,903	191,996
2,000	<i>II</i>	356	8,408,242	113,508
3,000	11	71	2,680,376	217,672
5,000	11	17	1,127,452	125,944
1	億 円 超	5	713,981	92,436
3	11	1	393,819	64,764
5	11	-	-	-
10	<i>II</i>	-	-	-
20	"	-	-	-
30	"	-	-	-
50	"	-	-	-
合	計	11,753	62,675,240	1,893,822

(注) この表は、「6-1 課税状況 (3)申告及び処理の状況」の「本年分申告額」に掲げた取得財産価額等を区分して示したものである(修正申告を除く。)。

(2) 取得財産価額階級別状況(暦年課税分及び相続時精算課税分)

	産価額階級	暦	年課税分	相続時	精 算 課 税 分
拟行别	生1叫台(1961)以	人 員	取得財産価額	人 員	取得財産価額
		Α	千円	\	千円
150	万円以下	2,986	3,617,993	134	145,953
150	万 円 超	1,116	1,979,638	216	383,993
200	"	2,233	6,313,879	767	2,333,810
400	"	804	4,166,537	958	5,200,212
700	"	227	1,900,387	787	6,983,519
1,000	"	241	3,402,187	908	12,974,311
2,000	"	61	1,365,132	295	7,033,598
3,000	"	7	251,140	63	2,395,736
5,000	"	-	-	17	1,119,417
1	億 円 超	1	131,028	4	582,952
3	"	-	-	1	393,819
5	"	-	-	-	-
10	"	-	-	-	-
20	"	-	-	-	-
30	"	-	-	-	-
50	11	-	-	-	-
合	計	7,676	23,127,919	4,150	39,547,321

6-3 贈与財産種類別状況

受贈人員及び取得財産価額

	財産等の種類												暦年記	課税分	相続時精算課税分			
		₩	'J	<u></u>	ਚ		1王	大	٠)		取得財産価額	J	、 員	取得財産価額	
													人	千円		人	千円	
		田	(耕作	権	及び	永小	作	権を	含	む。)		222	562,397	-	400	1,351,285	
	土	畑	(")		250	405,668		382	1,024,776	
		宅	地	(借	地	権	を	含	む	.)		2,563	9,140,114		2,134	16,430,625	
		Щ									材		236	171,596		273	211,353	
	地	そ		の		他		の		土	抴	!	173	317,055		210	849,609	
							計					実	3,024	10,596,830	実	2,570	19,867,647	
家	E	Z		`		ŧ	冓		築	APA PA	物	l	1,114	2,316,726		862	2,098,367	
3	Ē	機材	戒器	具、	農	耕具	Į,	じ	ゅう	器、	、備品		-	-		2	6,856	
業	事 ^美 財	商品	3、1	製品	、	≠製品	3、几	京木	排、	農	産物等		-	-		2	25,788	
農	農 産	売					掛				金		-	-		-	-	
		そ		の		他		の		財	産		9	14,890		2	33,070	
月	Ħ						計					実	9	14,890	実	6	65,714	
	有	株		式		及		び		出	資		1,787	4,491,040		88	1,732,805	
	価	公		債		及		び		社	債	į	4	4,610		3	30,489	
	証	投	資		貸	付	信	託	受	益	証券		-	-		1	6,788	
	券						計					実	1,785	4,495,650	実	90	1,770,083	
現	金		`		預	Ę	Ę	Ì		金	等		2,368	4,845,238		1,417	15,231,191	
家		庭			用]			財		産		-	-		-	-	
7	そ財	生		命		保		険		金	等		89	295,887		9	82,250	
σ		立									木		19	19,007		20	32,881	
ſt		そ					の				他		254	543,691		40	399,188	
σ.	D産						計					実	362	858,585	実	68	514,319	
合											言	実	7,676	23,127,919	実	4,150	39,547,321	
								_					*年八市生	· 安古				

⁽注) 1 この表は、「(3)申告及び処理の状況」の「本年分申告額」に掲げた取得財産価額等を 財産の種類別に区分して示したものである(修正申告を除く。)。

^{2 「}人員」欄の「実」は、実人員を示す。